ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令

（ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令の一部改正）

第一条　ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」に改め、「及び口」を削り、同条第二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第二条中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

（ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令の一部改正）

第二条　ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」に改め、「及び口」を削り、同条第二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号から第七号までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第二条から第十条までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

（ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部改正）

第三条　ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」に改め、「及び口」を削り、同条第二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号から第八号までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第二条から第十条までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年十二月十七日）から施行する。

法規的告示

○財務省告示第三百三十一号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月十八日から適用する。

令和七年十二月十七日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］